

新 旧 対 照 表

新

高知県多機能型保育支援事業費補助金交付要綱

第1条 略

第2条 県は、地域ぐるみで子育て支援を行う仕組みづくりを目指して、保育所、認定こども園及び小規模保育事業を行う事業所（以下「保育所等」という。）において、高齢者等と子育て世代との交流の場づくりを進めるとともに、保育所等の子育て支援機能を強化し、就園・未就園に関わらず、身近な場所で子育て支援が受けられる環境を整備するための事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 略

第3条 略

第4条 規則第3条第1項の補助金交付申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式によるものとする。

2 前項の場合において、補助事業者は、その所在地である市町村を經由して申請するものとし、市町村長はこれを審査のうえ、送付しなければならない。

3 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

第5条～第9条 略

第10条 規則第11条第1項の補助事業実績報告書の様式は、別記第5号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに教育長に提出しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は、翌年度の4月10日までに提出しなければならない。

旧

高知県多機能型保育支援事業費補助金交付要綱

第1条 略

第2条 県は、地域ぐるみで子育て支援を行う仕組みづくりを目指して、保育所及び小規模保育事業を行う事業所（以下「保育所等」という。）において、高齢者等と子育て世代との交流の場づくりを進めるとともに、保育所等の子育て支援機能を強化し、就園・未就園に関わらず、身近な場所で子育て支援が受けられる環境を整備するための事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 略

第3条 略

第4条 規則第3条第1項の補助金交付申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式によるものとする。

2 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

第5条～第9条 略

第10条 規則第11条第1項の補助事業実績報告書の様式は、別記第5号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに教育長に提出しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は、翌年度の4月10日までに提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第4条第3項ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第4条第3項ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第6号様式による消費税仕入控除税額等報告書を提出して教育長に報告するとともに、当該金額を教育長に返還しなければならない。

第11条～第13条 略

附 則 略

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

- 2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第6号様式による消費税仕入控除税額等報告書を提出して教育長に報告するとともに、当該金額を教育長に返還しなければならない。

第11条～第13条 略

附 則 略

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(新規)